カ　会社との契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をした者

キ　正当な理由なく、契約に関し、会社との間において係争を行った者

ク　会社との契約に関し、履行遅滞となった者

ケ　会社との契約の履行成績又はアフター・サービスが著しく不良な者

コ　会社に提出した申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者その他会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であると認められる者又はそれらの者との関係を有すると認められる者でないこと。

⑺　建設業法第27条の29第１項の総合評定値通知における直近の土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。

⑻　単体又は共同企業体の場合の代表者は、単体又は共同企業体の出資比率が40％以上の構成員として、平成15年４月以降、元請けとして、市街地におけるア～エの施工実績（施工中は除く。）を有すること。

共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、単体又は共同企業体の出資比率が15％以上の構成員として、平成15年４月以降、元請けとして、市街地におけるアの施工実績（施工中は除く。）を有すること。

ただし、外国でのア～エの施工実績については、地質条件が硬質地盤であり、かつ日本国内での都市鉄道トンネル工事における安全対策と同等の対策を必要とした工事と会社が認めたものに限る。

ア　都市鉄道トンネル工事のうち、路面覆工上に交通を解放した状態での地下連続壁工法を用いた開削工法による工事。

イ　都市トンネル工事のうち、路面覆工上に交通を解放した状態での掘削深25m以上の開削工法による工事。

ウ　都市鉄道営業線トンネルの改造を伴う工事において、付帯施設を含み、鉄筋コンクリート構造物を解体した工事。

エ　アンダーピニング工法による都市トンネルの受替え工事。

⑼　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又は技術士法による建設部門の技術士の資格を有する者であること。

イ　平成15年４月以降、⑻に掲げるア又はイの工事の経験を有する者であること。

ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑽　技術提案にあたっては、工事全般の施工計画、安全管理計画、施工体制等が不適切でないこと。なお、施工計画書（安全管理計画を含む。）等の作成にあたっては、入札説明書によること。

⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。

⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。

⒀　⑿の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・メトロ開発株式会社

⒁　⑿の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社。

イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社。

⒂　共同企業体による場合については、次のとおりとすること。

ア　⑴から⑻に規定する２者又は３者を構成員とすること。この場合において、同一の者が２以上の共同企業体の構成員となることは認めない。

イ　出資比率は、すべての構成員が、２者の共同企業体の場合は30％以上、３者の共同企業体の場合は20％以上であること。

ウ　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

エ　共同企業体の有効期間は、確認の日から当該工事完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては当該工事の契約が締結された日までとする。

オ　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とすること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する事項　この工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングする。

ア　加算点　配置予定技術者の能力及び技術提案に基づく事項について評価する。

イ　施工体制評価点　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　２に示す競争参加資格を満たし、標準案の施工に伴う要求要件を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

イ　加算点　加算点は、３⑴アに示す評価項目について、最大60点を与える。

ウ　施工体制評価点　施工体制評価点は、３⑴イに示す評価項目について、最大30点を与える。

エ　価格及び提案に係わる総合評価は、ア、イ及びウにより得られる標準点、加算点と施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工体制等のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求める。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び３⑴に示す評価項目により入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、３⑵エによって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　技術提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。実際の施工に際しては、施工計画書等の資料に記載した施工方法やヒアリング時の内容と同等以上の施工体制を確保し、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。

⑸　評価内容の担保　請負者の責により技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、請負者に対して契約不適合責任に基づく請求を行う可能性がある。

４　技術提案に関する事項

⑴　この工事では、仮設計画・下受工事・鉄筋コンクリートこわしの安全性向上、ＤＸの導入・活用、環境に配慮した施工方法に関する技術提案を受け付ける。